

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小あるいは拡大に伴い、平成 25 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧 (H24. 4. 1)	新 (H25. 4. 1)
<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,092</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>198</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,009</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,345</u>人 校長および教員以外の職員 <u>682</u>人 計 <u>4,027</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,244</u>人 校長および教員以外の職員 <u>451</u>人 計 <u>2,695</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,062</u>人 校長および教員以外の職員 163人 計 <u>1,225</u>人</p> <p>エ 学校以外の教育機関の職員 65人</p> <p>(11) 合計 <u>8,473</u>人</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,066</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>209</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,035</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,361</u>人 校長および教員以外の職員 <u>678</u>人 計 <u>4,039</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,230</u>人 校長および教員以外の職員 <u>447</u>人 計 <u>2,677</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,092</u>人 校長および教員以外の職員 163人 計 <u>1,255</u>人</p> <p>エ 学校以外の教育機関の職員 65人</p> <p>(11) 合計 <u>8,496</u>人</p> <p>以下省略</p>

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	現 行	改正案	増 減	摘 要	
知事の事務部局		3,092	3,066	△ 26		
議会の事務部局		28	28	0		
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0		
監査委員の事務部局		15	15	0		
教育委員会の事務部局		198	209	11		
労働委員会の事務部局		14	14	0		
収用委員会の事務部局		3	3	0		
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0		
人事委員会の事務部局		10	10	0		
地方公営企業の事務部局(企業庁)		69	69	0		
病院事業庁の事務部局		1,009	1,035	26		
教 育 機 関	校長、教員	3,345	3,361	16		
	校長、教員以外の職員	682	678	△ 4		
	計	4,027	4,039	12		
	ア 高 等 学 校	校長、教員	2,244	2,230	△ 14	うち教育職以外の職員 △3
		校長、教員以外の職員	451	447	△ 4	
		計	2,695	2,677	△ 18	
	イ 中 学 校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	ウ 特 別 支 援 学 校	校長、教員	1,062	1,092	30	うち教育職以外の職員 △2
校長、教員以外の職員		163	163	0		
計		1,225	1,255	30		
エ	学校以外の教育機関	65	65	0		
合 計		8,473	8,496	23		

※参考 他条例における定数改定増減

警察官以外の警察職員 (滋賀県地方警察職員の定員に関する条例)	0
------------------------------------	---

定数削減計画に基づく削減数(教育職、警察官以外の減員)

△ 20 (上記下線部の計)

これまでの削減実績	H23	H24	H25	累計
	△ 31	△ 53	△ 20	△ 104